

MHM Asian Legal Insights

第 66 号 (2016 年 12 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. ミャンマー : 新投資法の施行細則に関するブリーフィングペーパーの公表
2. タイ : 保険商品のオンライン販売の解禁
3. シンガポール : シンガポール競争委員会によるガイドラインの改訂

今月のコラム インドではある日突然高額紙幣が使えなくなるー

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 66 号 (2016 年 12 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー：新投資法の施行細則に関するブリーフィングペーパーの公表

ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law) (「新投資法」) は 2016 年 10 月 18 日に成立しましたが、施行細則が制定されていないため実際には施行されていません。2016 年 11 月 16 日、DICA はウェブサイトにおいて施行細則の方向性を記載したブリーフィングペーパー (「本ペーパー」) を公表し、パブリックコメントの募集を行いました。方向性はおおむね是認できるものですが、いくつか注意すべき点もあります。

(1) 規制・禁止事業

外資が規制・禁止される事業については現状の外国投資法における Notification (規制事業リスト) と同様の形式で作成されます。今後の焦点は包括的なネガティブリストが作成されるかという点にあります。DICA はこうした問題意識を理解したうえで各監督官庁と折衝を続けているようです。その具体的内容が注目されます。

(2) Endorsement 手続

新投資法では土地長期リース及び税制上の優遇措置を得るための Endorsement 手

MHM Asian Legal Insights

続が導入されました。このうち、土地長期リースについては土地の使用権限など形式的な確認を経て機械的に交付される一方で、税制上の優遇措置については事業内容等を精査して交付の可否が判断されます。妥当な方向性であると考えられます。

(3) 海外送金・海外からのローン

ミャンマー中央銀行（「CBM」）による外国為替管理法に基づく規制に任せ、MIC としては深く関与しないことが示唆されています。しかし、MIC 許可を取得する案件については MIC と CBM が事前に協議を行うことにより CBM の許可がスムーズに取得できているという現実があります。MIC がこの分野から「撤退」することにより外国投資家よっての利便性が低下することも危惧されます。少なくとも MIC が CBM の手続の透明化・合理化を先導することが期待されます。

(4) 輸出入

本ペーパーでは触れられていない重要論点として輸出入があります。これまでは MIC 許可を取得した案件については輸出入が許可されてきました。新投資法の下では MIC 許可が必要な案件は一定の大型・重要案件に限定されるため、MIC 許可を得ていない案件で輸出入が制約されるおそれがあります。この点は施行細則の中でも特に注意を要する点です。

（ご参考）

本レター第 63 号（2016 年 10 月号外）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00023605/20161012-054256.pdf>

本レター第 65 号（2016 年 11 月号）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00024066/20161122-014627.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhjapan.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhjapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhjapan.com

MHM Asian Legal Insights

2. タイ：保険商品のオンライン販売の解禁

タイではこれまで、オンラインでの生命保険及び損害保険（「保険商品」）の販売について定めた規則は存在せず、オンラインでの保険商品の販売は認められていませんでした。今般、2016 年 11 月 29 日に、タイ保険委員会（Office of Insurance Commission）は、オンラインでの保険商品の販売に関する基準、手続及び条件を定めた告示（「本告示」）を承認しました。これにより、保険会社、保険仲立人及び銀行は、本告示案に定められた一定の基準、手続及び条件を満たすことによりオンラインでの保険商品の販売が認められることになります。報道によれば、本告示は、保険会社等の市場関係者との間の協議を経た後、2017 年早々に正式に施行される見通しです。本告示に記載された主な事項は以下のとおりです。

- ・オンラインで販売されるすべての保険商品に関する保険証券の文言について、事前にタイ保険委員会の承認を受けなければならない。
- ・保険仲立人は、保険会社から事前に承認を得た保険商品についてのみオンラインで販売することが可能。
- ・オンラインで保険を販売した場合、保険会社は、保険証券を発行してから 7 日以内に、保険契約者に対し保険契約の内容を確認する電話をし、その内容を記録・保存しておかなければならない。
- ・保険会社は、保険仲立人が本告示で定められた要件を遵守するよう確保する義務を負い、保険仲立人に本告示の違反が生じた場合には、当該保険仲立人に対して与えた保険商品の販売承認を取り消さなければならない。
- ・保険会社は、オンラインでの保険商品販売に際して情報漏洩を防止するため、電子取引法及び同法に関連する規則で定められた基準に適合した電子取引システムを構築しなければならない。

生命保険及び損害保険事業については、本レター第 52 号（2016 年 2 月）でご紹介した外国人事業法の規制対象業種から除外する旨の規則の制定、本レター第 55 号（2016 年 4 月）でご紹介した生命保険法及び損害保険法上の外資規制緩和についての許可取得に関する保険委員会の告示等、近時、主に規制を緩和する方向で規則の制定及び既存規制の見直しが頻繁に検討・施行されており、今後も規制の動向を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第 52 号（2016 年 2 月号）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00021313/20160610-101500.pdf>

本レター第 55 号（2016 年 4 月号）：

<http://www.mhmjapan.com/content/files/00021865/20160610-101159.pdf>

MHM Asian Legal Insights

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-633-8351 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhmiapan.com

弁護士 茨木 雅明

☎ +66-2-633-8237 (バンコク)

✉ masaaki.ibaragi@mhmiapan.com

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-633-8350 (バンコク)

✉ hidetomo.futami@mhmiapan.com

弁護士 パヌバン・ウドムスワンナクン

☎ +66-2-633-8235 (バンコク)

✉ panupan.u@mhmiapan.com

3. シンガポール：シンガポール競争委員会によるガイドラインの改訂

シンガポール競争委員会（Competition Commission of Singapore）は、2016 年 11 月 1 日、シンガポール競争法の運用及び執行に関する従来のガイドラインの改訂（「本改訂」）を公表し、2016 年 12 月 1 日に本改訂が発効しました。本改訂は、初めての包括的な改訂であり、シンガポール競争委員会による競争法執行の約 10 年の経験を踏まえて改訂されたものです。改訂に際しては、2015 年 9 月から 10 月、2016 年 6 月から 7 月にかけての 2 回にわたるパブリックコメント手続を経ています。今回の改訂は、9 つのガイドラインの内容を変更しており、その内容も相当広範囲にわたっていますが、本レターでは、その中で特に、違反事件の調査に関して重要と思われる改訂内容についてご紹介します。

(1) 迅速解決手続の導入

本改訂の一番の目玉は迅速解決手続（fast track procedure）の導入です。これは、シンガポール競争委員会による調査対象となっている当事者が、迅速解決手続を利用することに合意し、シンガポール競争法違反に基づく「責任」があることを認めた場合には、その当事者に対して課せられる課徴金の額が 10%減額されるという制度です。この迅速解決手続を利用するか否かについては、シンガポール競争委員会がイニシアチブを有しています。すなわち、シンガポール競争委員会が迅速解決手続を用いることが適切であると判断した場合に、その旨を調査対象である当事者に通知し、通知を受けた当事者がこの制度を利用するか否か検討することになります。

この迅速解決手続は、シンガポール競争法違反に基づく「責任」があることを認めなければならないという点で、カルテルに関する情報提供を行った場合に適用されるリニエンシー制度とは異なります（リニエンシー制度の場合には、「責任」を認める必要はありませんが、「行為」について認める必要があります。）。なお、リニエンシー制度と迅速解決手続の双方の適用も可能とされており、双方が適用される場合には、例えば、リニエンシー制度により課徴金の額が 40%減額されれば、迅速解決手続による課徴金の 10%の減額とあわせて、合計で課徴金の額が 50%減額されることになります。

MHM Asian Legal Insights

(2) 主導者等に対するリニエンス制度の適用

本改訂により、カルテルの主導者（initiator）及び強要者（coercer）についても、シンガポール競争法違反に該当する可能性のある行為に参加したことを無条件に認めた場合には、課徴金の 50%まで（この点で、主導者及び強要者以外の者に認められる減額幅とは異なっています。）の減額を受けられることが明確化されました。

(3) 課徴金の計算方法

従前は、シンガポール競争委員会による決定が出される直前の会計年度における売上高を基礎として課徴金が計算されていましたが、本改訂により、シンガポール競争法に違反する行為が終了した時点の直前会計年度における売上高を基礎として課徴金の額が計算されることとなりました。これにより、課徴金額の計算方法に合理性が高まったと言えます。また、シンガポール競争委員会が決定を出すタイミングによって課徴金の金額が変わることがなくなったため、調査対象となっている当事者にとっては課徴金の金額の予測可能性が高まったと言えます。

本改訂は 2016 年 12 月 1 日に効力が生じたばかりであり、実際にガイドラインに基づきどのような運用がなされていくかが不透明な側面もありますので、今後の運用を注視していく必要があります。

弁護士 眞鍋 佳奈
☎ +65-6593-9762（シンガポール）
☎ +95-1-255137（ヤンゴン）
✉ kana.manabe@mhmjapan.com

弁護士 上野 満貴
☎ +65-6593-9757（シンガポール）
✉ michitaka.ueno@mhmjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーインドではある日突然高額紙幣が使えなくなるー

まだまだ我々日本人には未知の部分が多い神秘の国インド。今回もそんなインドの知られざる、しかしインド駐在を経験すると誰もが知ることになる「インド駐在あるある」をお送りします…として「インド駐在あるある Part.3」をご紹介しますかと思っておりました今月のインドコラムですが、臨時ニュースが入って参りましたので、今月は予定を変更して臨時ニュースにフォーカスしたインドコラムをお送りさせていただきます。

ーインドではある日突然高額紙幣が使えなくなる？

ー本当です。

2016年11月8日、インドのナレンドラ・モディ首相は、テレビ演説で突如、4時間後の2016年11月9日午前0時をもってインドで流通している紙幣のうち1000ルピー札（現在の為替レートで約1700円）と500ルピー札（現在の為替レートで約850円）という額面の高い方から2種類の高額紙幣が効力を失う旨を表明しました。これは、日本でいえば、ある日突然1万円札と5千円札が使えなくなる、といったイメージでしょうか。今後は新たに登場する2000ルピー札（現在の為替レートで約3400円）と装いを新たにした新500ルピー札が発行されること、廃止される旧紙幣は2016年12月30日までに銀行支店等にて預金するか新紙幣を含む使用可能な紙幣と交換すべきこと、も併せて発表されました。（以下、左が廃止された旧1000ルピー札と旧500ルピー札、右が新たに発行された新2000ルピー札です。）



この突然の発表を受けて当然市井は大混乱です。現地からは、富裕層は、モディ首相の演説後直ちに使用人に旧紙幣を持たせて貴金属や高級品を買いに走らせ、数時間後に効力を失う旧紙幣をとにかく消費したという話や（使用人はマージンをもらったようですが、貴金属店や高級品店には長蛇の列ができたということでした。）、また、旧高額紙幣を新紙幣等使用可能な紙幣に交換しようと連日以下のように銀行にも長蛇の列ができていたという話が漏れ聞こえてきております。

MHM Asian Legal Insights



このように、インド政府が突如現行の高額紙幣を廃止したのは、現行の高額紙幣の偽造が相次いだり、不正に蓄財され脱税の温床となっていたり、と不正の根源となっていたからだと言われています。インド政府は、今後、誰が、どこに、どれだけの蓄財を有しているかを的確に把握すべく、電子決済を促進し、「脱現金化」を図る考えのようです。

モディ首相のこの断固としたブラックマネー対策の結果、不正蓄財が解消されれば経済成長が長期的には加速するとの見方もある一方、新紙幣の発行が追いついておらず、市井の混乱が一向に収まっていないことに対して市民の不満が高まっているとの見方もあるようです。

2017 年初頭には、インド国内で最大の人口を抱えるウッタル・プラデッシュ州での選挙が控えており、モディ首相率いるインド人民党がこの選挙で勝利してねじれ国会を解消できるか否かが今後の政局に大きな影響を及ぼすと言われていますが、十分な新紙幣を迅速に発行できるかは、この選挙結果を占う上で大きなメルクマールとなりそうです。

とはいえ、現在インドに駐在されている方にとっては、2016 年 10 大ニュースの第 1 位ともいえるニュースがここにきて飛び込んできたといったところかもしれません。

インドは、やはり、一筋縄ではいかない魅力に溢れた国です。

(弁護士 臼井 慶宜)

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「アジアにおける会社法の現代化と活用（3）シンガポールにおける独立取締役制度の変遷と現状」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2117
著者 小松 岳志

- 論文 「Project Finance Report 2017- Myanmar」
掲載誌 IFLR 2016 年 12 月
著者 武川 丈士、ベン・スウィフト

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com